

京都市告示第 4 6 8 号

京都市子ども・若者支援地域協議会を構成する関係機関について平成 2 4 年 4 月 1 日付
けで変更しますので、子ども・若者育成支援推進法第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次の
とおり告示します。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

京都市長 門川 大作

1 協議会の名称

京都市子ども・若者支援地域協議会

2 子ども・若者支援調整機関の名称

京都市文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課

3 子ども・若者指定支援機関の名称

公益財団法人京都市ユースサービス協会

4 京都市子ども・若者支援地域協議会を構成する関係機関等の名称等及び子ども・若者
育成支援推進法施行規則第 6 号に該当する記号

名称等	子ども・若者育成支援推進 法施行規則第 6 号に該当 する記号
京都市文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課	イ
京都市こころの健康増進センター	イ
京都市児童福祉センター	イ
京都市福祉事務所	イ
京都市保健センター	イ
京都市教育相談総合センター	イ

名称等	子ども・若者育成支援推進 法施行規則第6号に該当 する記号
京都府府民生活部青少年課	イ
京都府商工労働観光部総合就業支援室（京都ジョブパーク）	イ
京都府警察本部少年課（少年サポートセンター）	イ
京都家庭裁判所	イ
京都保護観察所	イ
京都労働局	イ
京都若者サポートステーション	ロ
公益財団法人京都市ユースサービス協会	ロ
京都市青少年活動センター	ロ
京都弁護士会	ロ
社団法人京都府医師会	ロ
特定非営利活動法人京都オレンジの会	ハ
特定非営利活動法人恒河沙母親の会	ハ
京都市小学校長会	ハ
京都市立中学校長会	ハ
京都市立高等学校長会	ハ
京都市立総合支援学校長会	ハ
京都市PTA連絡協議会	ハ
京都市民生児童委員連盟	ハ
京都児童養護施設長会	ハ

名称等	子ども・若者育成支援推進 法施行規則第6号に該当 する記号
京都商工会議所（京都府地域ジョブ・カードセンター）	ハ
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都職業訓練支援センター	ハ
京都市長が指定するその他の団体	ハ
京都市長が指定する者	ニ

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)